

花田団地地区計画

1984 (S59) 10.1 決 定

1995 (H7) 10.13最終変更

名	称	花田団地地区計画
位	置	越谷市花田五丁目の一部
面	積	約3.3 ha
区域の整備・開発及び	保全に関する方針	
	地区計画の目標	本地区は、市施行の花田土地区画整理事業(面積94.2 ha)地内にあり、基盤整備の完了した街区となっている。事業による基盤整備の効果や良好な住宅地としての環境が損なわれることのないように、敷地の細分化の防止、建築物の用途や高さの制限等により市街地形成を誘導し、良好な住環境の保全を図ることを目標とする。
	土地利用の方針	本地区は、低層住宅を主体とした街区とし、敷地の細分化を防止するため、敷地面積の最低限度を設定して、良好な住宅街区としての土地利用を図る。
	地区施設の整備方針	地区施設は、土地区画整理事業により整備されており、本地区の区画道路は、地区計画の目標にてらして安全で快適な生活道路とする。
	建築物等の整備方針	良好な住宅街区とするため、建築物の高さ、壁面の位置の制限並びに地震時における倒壊防止の観点からかき又はさくの構造の制限を行い、同時に生垣による緑化の推進を図る。
地区整備計画	建築物等の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1 住宅(建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第二(イ)項第一号に定める「住宅」。ただし、長屋を除く) 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第130条の3に規定するもの 3 診療所 4 前各号の建築物に付属する物置又は車庫
	敷地面積の最低限度	145m ²
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離(以下「外壁の後退距離」という。)は、1メートル以上でなければならない。ただし、外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合についてはこの限りでない。 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であること 2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること
	建築物の高さの最高限度	9m
	かき又はさくの構造の制限	道路に面する側のかき又はさくの構造は、次の各号の一に掲げるものとする。ただし、門柱についてはこの限りでない。 1 生垣 2 れんが造、石造、コンクリートブロック造その他の組積造(補強コンクリートブロック造を除く。)以外のもので道路面から高さ1.7メートル以下のもの